

令和 8 年 8 月 12 日
国 税 庁

令和 8 年熊本地震に係る
国税の申告・納付等の期限の延長について

この度の令和 8 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長する（地域指定）こととし、本日（8 月 12 日）の官報に掲載しましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地のある方（法人を含む。）

2 延長される期限

令和 8 年 7 月 28 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。例えば、毎月 10 日が納付期限の源泉所得税等についても、期限が延長されます。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。

3 その他の地域に納税地のある方の期限延長

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

なお、この申請は、当初の期限を経過し、状況が落ち着いた後、申告・納付等と同時に行うことも可能です。